

浄水場使用済粒状活性炭の有償譲渡に関する協定書

東京都を甲とし、〇〇を乙とし、甲乙間において次の条項により、浄水場使用済粒状活性炭（以下「使用済炭」という。）の有償譲渡に関する協定を締結する。

（譲渡内容）

第1条 甲は、別紙に定める譲渡計画に沿い、使用済炭を乙に譲渡する。

使用済炭の譲渡予定量、譲渡単価及び譲渡場所は、次に掲げるとおりとする。

なお、譲渡予定量は、使用済炭の乾燥重量にそれに含まれる水分等の重量を合わせたものである。

譲渡場所	譲渡予定量	譲渡単価
〇〇浄水場 ××渡し (東京都*****)	■■トン	▲▲円/トン
◇◇浄水場 ××渡し (埼玉県*****)	□□トン	△△円/トン

（譲渡期間）

第2条 使用済炭の譲渡期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。

（使用済炭の利用目的）

第3条 乙は、使用済炭を〇〇〇〇〇として利用するものとする。

（使用済炭の譲渡及び計量）

第4条 甲は、使用済炭をフレコンバッグに袋詰め(フレコン渡し) or フレコンバックから解袋(バラ渡し) の状態で譲渡する。

- 使用済炭の譲渡場所は、第1条に規定する譲渡場所の浄水場が指定する場所とする。
- 甲が乙に譲渡する日時については、乙は第1条に規定する譲渡場所となる浄水場の指示に従うものとし、譲渡を希望する日の5開庁日前までに連絡するものとする。
- 譲渡場所となる浄水場への入場時間については、各浄水場の指示によるものとし、使用済炭を運搬する者に的確に伝え、厳守させる。
- 使用済炭の譲渡量の計量は、甲が第1条に規定する譲渡場所のトラックスケール(台貫)によって計量を行い、乙との譲渡量の確認は、甲が定める計量伝票により行う。
- 前項の計量伝票は、甲が発行し、甲乙それぞれが保管する。
- 計量する際の重量は、譲渡時における使用済炭及びそれに含まれる水分等も含まれた重量とする。
- トラックスケール(台貫)の利用時間については、8時30分から16時45分までの間とし、12時から13時までの間は除く。厳守できない状況が続く場合は、当局の指示に対して改善計画が成されるまで譲渡を停止する。

(譲渡計画)

- 第5条 乙は、別紙に定める譲渡計画に沿って滞りなく使用済炭を引取るよう努めるものとする。また、各四半期においては、「令和8年度使用済粒状活性炭の有償譲渡に関する要綱」(以下「要綱」という。)第8条第6項に定める追加譲渡の協議が成立した場合を除き、譲渡計画に定める当該四半期の譲渡量を超過して使用済炭を引取ることとはできない。
- 2 譲渡計画書に定める各四半期における実績譲渡量のうち、譲渡計画に定める譲渡量に満たない分の使用済炭については、当該四半期の終了時点をもって乙が引取る権利と放棄したものとして取扱う。
 - 3 乙が、譲渡計画に沿って滞りなく使用済炭を引取ることができず、譲渡予定量を減量する必要があるときは、乙は、甲に対して書面をもって速やかに減量事由及び減量希望量の通知を行い、譲渡予定量を減量するものとする。
 - 4 甲は、協定締結後に、使用済炭の発生予定量の減少等により譲渡予定量分の使用済炭が用意できない場合には、甲は速やかに減量事由及び減量後の譲渡計画を乙へ通知することにより、譲渡計画を変更できるものとする。
 - 5 第2項及び第4項による譲渡量的変更に伴い、乙に生じる一切の損害に対して、甲は責任を負わないものとする。
 - 6 第2条に定める譲渡期間中に譲渡を行わなかった場合、協定締結の日に遡り、本協定を解除することができる。甲は、乙に対してその旨を通知する。
 - 7 要綱第8条第6項に基づく協議により追加譲渡を行う場合には、甲は、乙に対して本協定の一部を変更する覚書締結の申入れを書面により行う。

(譲渡代金等)

- 第6条 譲渡代金の算定及び請求は、四半期ごとかつ譲渡場所ごとに行うものとし、甲は毎四半期末に、譲渡場所ごとに四半期ごとの譲渡量を集計の上、次項により算出した当該四半期分の譲渡代金を乙に請求するものとする。
- 2 譲渡単価は、第1条に定めるとおりとし、前項により集計した譲渡量の合計(1トン未満切捨て)に譲渡単価を乗じた額に、消費税率(地方消費税率を含む。)を乗じて得た額(1円未満切捨て)を譲渡代金とする。
なお、1トン未満切捨て前の譲渡量の合計が1トンに満たない場合については、譲渡量1トンとして取扱い、譲渡代金を算出するものとする。
 - 3 乙は、前項の譲渡代金を、甲の発行する納入通知書により指定する日までに支払うものとする。

(遅延損害金)

- 第7条 乙は、第6条第3項に基づき甲が定める納入期限までに代金を納入しなかったときは、その期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、請求金額につき、この協定の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣が定める率(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した遅延損害金(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を支払わなければならない。

(譲渡の停止)

第8条 甲は第6条第3項に基づき、甲が定める納入期限までに乙が代金を納入しなかったときは、その期限の翌日から納入の日まで、使用済炭の譲渡を停止することができる。

2 前項に基づく譲渡の停止が行われた場合においても、甲は乙に対して停止までに譲渡した使用済炭について、第6条及び第7条による代金の請求を行うことができる。

(事故等の処理)

第9条 乙の責めに帰すべき事由による使用済炭の積込作業及び運搬作業等に伴い、乙の責めに帰すべき事由により発生した事故、使用済炭の譲渡後に発生した事故並びに、乙が使用済炭を利用することに起因する一切の全ての事柄については、乙の責任と負担において処理する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項については、要綱の定めによるものとし、要綱にも定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、甲乙協議の上決定する。

甲及び乙は、この協定の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都

代表者 公営企業管理者
東京都水道局長

乙 ○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○

代表取締役 ○○ ○○